

国立国語研究所大学院教育委員会規程

令和4年4月13日

国語研規程第99号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所（以下「研究所」という。）の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程（国語研規程第61号）第8条の規定に基づき、大学院教育委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる調査・検討を行う。

- (1) 総合研究大学院大学の基盤機関としての参画に関すること。
- (2) 特別共同利用研究員の受入れに関する事項
- (3) その他研究所の大学院教育に関すること。

(招集)

第3条 委員会は、委員長が必要と認めたときに、招集する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、研究推進課が処理する。

附 則

この規程は、令和4年4月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。